

DV(ドメスティック・バイオレンス)



DV・虐待の被害者にも加害者にもならないために

配偶者や恋人などの親密な関係にある(あった)人がパートナーに対してふるう暴力をDVといいます。DVは外からは見えにくく、身近にはないと思われがちですが、決して特別なことではありません。加害者、被害者いずれも学歴や年齢、職業、収入、社会的地位、性別等に関係なく、すべての人が被害を受ける可能性があり、加害者になる可能性があります。まずは、DVがどのようなものなのかを知ってください。

DVは「力による一方的な支配(コントロール)」であり、「暴力」です。そして「犯罪」です。どんな理由があっても暴力をふるう方が悪いのです。

- 相手が自分の意見に従わないとイライラする。
- 相手が自分以外の人と仲良くしていると嫉妬する。
- 自分には相手の行動を管理したり、指示したりする権利があると思う。
- 相手に「自分と〇〇のどっちが大事なのか!？」という言い方をする。
- 腹が立つと、相手の目の前で物をたたいたり、投げたり、壊したりする。
- 腹が立つと、相手の腕や肩をつかんだり、押ししたり、たたいたりする。
- 自分の怒りの原因は相手のせいだと責めることがある。
- 相手のことを自分の思い通りになる存在だと思っている。
- 相手の意思に関係なくセックスを強要したり、避妊をしなかったりすることがある。
- 相手がセックスをしたくなくても、自分のことが好きなら応じてくれるはずだと思っている。
- 相手が自分の気に入らないことをしたとき、からだへの暴力(押す、突く、たたく、なぐる、ける、髪の毛を引っ張るなど)をふるうことがある。
- 生活費を渡さなかったり、お金の使い方について監視したりする。
- 友人と連絡を取らせない、外出を制限するなど行動を監視する。
- 相手を無視したりバカにしたりする。

これってもしかしてDV?



これらはすべて相手を力で支配しようとする行為です。

DVは身体的暴力だけではありません。

- 性的暴力** (性行為・中絶の強要、避妊をしない、無理やり性的な写真や映像を見せたり撮ったりする等)
- 経済的暴力** (生活費を渡さない、金銭的自由を与えない等)
- 精神的暴力** (暴言、怒鳴る、無視をする、バカにする等)
- 社会的暴力** (外出や行動の制限や監視、交友関係の制限等)
- 子どもを利用した暴力** (子どもに危害を加えると脅す、子どもに暴力を見せる、子どもを取り上げる等)

子どものいる家庭でのDVは児童虐待です。「面前DV」といい、親子ともに心身に大きな影響を及ぼします。身体的暴力を見せるだけでなく怒鳴り合いの声を聞かせることも「児童虐待防止法」における虐待にあたります。

DVはいつも暴力が続いているわけではないので、このサイクルが繰り返されるほど悪化していきます。このサイクルから自力で抜け出すのは困難なため、周囲の理解と協力が不可欠です。

バクハツ期

こわい
わたしが悪いから

DVのサイクル

イライラ期

ハラハラ・びくびく
おこらせないように
気をつかう

ラブラブ期

やっぱりやさしい人なんだ
わたしがいないとダメ

DVについて知ること、それは加害者をつくらないということ

加害者をなくさない限り、被害者はなくなりません



なぜ逃げないの？別れないの？

長期にわたるDVは、受けていると逃げようとする気力や考える力も奪います。また、経済的な問題や子どもがいる場合に逃げられない、見つかったらさらにひどい暴力をふるわれるかもしれないと考えたと逃げたくても逃げられない(別れられない)のです。

「暴力は許されない」

DVを受ける人にも問題があるのでは？

DVの加害者は、相手を力で支配するための手段として「暴力」という方法を選択しています。そして、相手を力と支配でコントロールして自分の暴力を正当化し、被害者に「自分が悪いから」と思い込ませるのです。暴力は許されることではありません。被害者は悪くない。暴力をふるう方が悪いのです。

DV・デートDVはだれにでも起こる可能性があります



DVは身近に起こっているの？

DVは世界中のあらゆる所で起こっています。どんな人でも加害者や被害者になってしまう可能性があります。男性が被害者のケースもあり、親密な関係にある同性間でも起こります。しかし、被害者の多くは女性です。男女の地位や力の差、社会的な関係性や仕組みに深く関係しているといえます。

女性の約3人に1人、男性の5人に1人は配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む)からDVを受けたことがあり、女性の約7人に1人は何度も受けています。

(内閣府「男女間における暴力に関する調査」(H29))

デートDVってなに？

恋人同士の間で生じる暴力のことで、中高生でも被害者・加害者になり得ます。対等な関係ではなく、暴力によって支配する(される)ことは愛情表現ではありません。友だちに相談しても「のろけてる」「愛されている証拠」と言われて、だれにも相談できずに一人で抱え込んでしまうことがあります。

ひとりで悩まないで！ まずは相談してください

新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安やストレスにより、DVや虐待の増加や深刻化が懸念されています。

テレワークのための在宅勤務や自宅待機が増え、家族が長時間、家庭という密な環境で過ごすことで、DVを引き起こしたり、悪化させたりすることがあります。DVから身体と心を守るためにパートナーから離れる(家を出る)ことも選択肢のひとつです。下記の相談機関や支援機関にまずはご相談ください。デートDVも相談してください。

あなたの力を貸してください

もし、相談を受けたら、「よく話してくれたね。」と伝えましょう。そして、責めたり非難したりしないで本人の話をじっくり聞いてください。「あなたは悪くない」ことを伝え、相談窓口を教えてあげてください。相談されたことは絶対に他言してはいけません。

あなたの身近でDV被害にあっている人を暴力のサイクルから抜け出させるきっかけになれるかもしれません。



★県立男女共同参画センター 男女共同参画相談室

専用ダイヤル **0748-37-8739** (みな はなさく)
火・水・金・土・日 9:00~12:00・13:00~17:00/木 9:00~12:00/17:00~20:30
男性相談もお受けします。

DV相談+(プラス) つなぐ はやく

24時間電話相談 **0120-279-889**
SNS(チャット)相談(毎日12:00~22:00) →→→→
メール相談 ※外国語相談にも対応 ※WEB面談も実施



子ども・子育て応援センター(こころんダイヤル)

077-524-2030
毎日 9:00~21:00

全国共通ダイヤル
0120-0-78310
毎日 24時間



警察総合相談(県民の声110番)

専用ダイヤル **077-525-0110** または #9110
月~金 8:30~17:15 ※緊急の場合は、110番で通報してください。

★中央子ども家庭相談センター

女性相談専用ダイヤル **077-564-7867**
毎日 8:30~22:00



児童相談所虐待対応ダイヤル

全国共通 **189**
毎日 24時間 通話無料
通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。



★彦根子ども家庭相談センター

女性相談専用ダイヤル **0749-24-3741**
月~金 8:30~17:15

子どもの虐待ホットライン

06-6646-0088

★は、県内の配偶者暴力相談支援センターです。

DV相談ナビ #8008
最寄りの相談機関に自動転送します。

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター #8891

チャイルドライン
(18歳以下の子ども向け)
0120-99-7777